第6回 生活衛生関係営業の振興に関する検討会

平成23年1月20日

資料8

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書 概要(案)

研修等の 現状 制度の目的

- •事故防止
- 消費者(利用者)利益の保護
- 経営の健全化

制度の仕組み

- ・クリーニング師(都道府県知事免許)が3年に一度受講(4時間)
- 受講率が67%(平成4~6年度)から32%(平成19~21年度)に低下

事業仕分け (平成22年5月) 廃止(国による研修義務付けの見直し)

- ○制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、品質向上は業界内で行えばよい
- ○国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する



○毎年のように発生する衛生、環境、技術、法令等の環境変化や消費者のサービスへの期待に適切に対応すべき ○研修義務づけの前提として以下の改革を行う

	現行	改革案
資格の性格	衛生関係及び洗濯物の処理	同左。顧客の苦情への適切な対応や経済・環境面の 課題への適応が必要
配置基準	各クリーニング所にクリーニング師配置。業務従事者 講習は5名に付き1名以上受講	同左。取次所等にもクリーニング師又は業務従事者講 習受講者を配置する現行の取扱いを厳格に確認
資格者氏 名の明示	なし	明示。顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な 受講	クリーニング師全員の研修受講義務。 実態は、受講率32%と低迷	各クリーニング所クリーニング師1名の受講確認を徹底。 今後2年間で受講率大幅向上を図る